

原爆症認定促進訴訟の裁判傍聴日誌⑫

東日本大震災、福島第1原発を直撃「安全神話」崩壊 集団訴訟から学んだ「内部被曝」理解の国民的共有を

2011年3月24日（木）

前回の裁判傍聴から1カ月が経過した。この間に、三陸沖を震源とするマグニチュード9、国内観測史上最大の巨大地震が日本列島を襲った。3月11日午後2時46分に発生した「東日本大震災」。地震に加えて津波が押し寄せ、宮城、岩手、福島を中心に東北・関東地方に甚大な被害をもたらした。3月24日午前現在、死者9523人、行方不明16067人（警察庁調べ、NHK放映）。避難者は約26万人に上っているとみられる。死者数はすでに阪神大震災（6434人）を大きく超え、いまなお安否不明者が死者数を上回る戦後最悪の規模となった。被災された皆様に、かつて阪神大震災を体験した1人として、心よりお見舞い申し上げます。

深刻なことは、津波が東京電力福島第1原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）を直撃し、「原発震災」になってしまったことだ。恐れていた原子炉の炉心溶融が始まり、水蒸気爆発で建屋が吹き飛び、火災も発生。高濃度放射能が漏れ出し、原発から半径20km圏内の住民は圏外避難を、さらに30km圏内住民は屋内退避を強いられた。空中、海水、土壌で測定された各種基準を超える放射能汚染が首都圏に広がりつつある。原発を冷却するため、自衛隊、警察、消防のみなさんによる必死の給水作業が続いているが、収束の見通しは依然として見えない。電力会社と国が口をそろえて言ってきた原発の「安全神話」は崩壊した。

起き抜けと寝る前にテレビで福島原発がどうなっているか確かめ、インターネットでN P J (News for the People in Japan)のホームページを開いて全国の放射能濃度一覧グラフ（情報元・文部科学省）などをチェックするのが日課になってしまった。原爆症認定集団訴訟の裁判を傍聴することで学んだ放射線による内部被曝の危険性が、現実に突きつけられていることが恐ろしい。同時に、内部被曝問題の重要性を司法判断に刻み込んだこの裁判闘争の成果を、国や自治体の「原発震災」対策に反映させることが今も、そして長期的エネルギー政策を展望する上でもきわめて大事だと、あらためて思う。

そうした観点から気のついたことを2つ書きとどめておきたい。

第1。マスコミの報道でも「内部被曝」という言葉がひんぱんに使われるようになった。しかし、人体に影響する被曝線量の目安数値が、政府側の説明に沿って何の疑問もいдаかずに紹介されている。それでいいのか。熊本の原爆症認定訴訟で原告側証人にもなった矢

ヶ崎克馬・琉球大名誉教授（物理学）は、「非核の政府を求める京都の会」からの問い合わせに答えた福島原発問題についてのコメントの中で、戦後の被曝線量評価体系づくりを通じて「内部被曝」が隠ぺいされた、と次のように指摘している。

「(1) 広島・長崎の被爆現場の放射能による環境汚染を極端に過小評価しました（1986年線量評価システム：D S 86）。(2) 被爆者の被害から内部被曝の指標を消し去りました（原爆傷害調査委員会：A B C C、放射線影響研究所（放影研）。(3) 上記二つのデータをもとに国際放射線防護委員会（I C R P）の被曝線量評価体系から内部被曝を排除しました。それは同時に、この基準により上記二つの科学の名を語った操作を合理化し、放射線科学の現場から内部被曝を見えなくしたのです。困ったことは、I C R P 基準はほとんど全世界の医療機関や原子力施設の線量基準となってしまうことです。」

この「内部被曝隠し」のからくりを理解することは、核被害の怖さを小さく見せかけるアメリカの核戦略を批判し、核兵器廃絶をめざす地球市民の結集のために欠かせないポイントだ。いたずらに「危険だ、危険だ」とあおるのは確かによくないのだろうが、いま使われている線量基準を無批判に受け入れるのは、もっと悪いのではないか。防護基準、安全基準はシビアに考えるべきだ。

第2。3月16日、枝野幸男官房長官が内閣官房参与の1人に小佐古敏荘・東京大学大学院教授を任命したと聞いて、わが耳を疑った。首相官邸ホームページにアクセスすると「官房長官記者発表」として人事が出ていた。「小佐古氏は放射線安全学の分野において優れた識見を有しておられることから、今回の原子力発電所事故に関して、総理に対し情報提供や助言を行っていただくことといたしております」と任命の理由が述べられていた。

菅直人首相はご存じでないかもしれないが、この人のことは、原爆症認定集団訴訟・近畿の裁判を傍聴した仲間ならみな知っている。原告全員勝訴となった大阪地裁での1審で、被告・国側が唯一立てた証人として、D S 86の「妥当性」にしがみつき、原告弁護団から完膚無きまでやりこめられた人物（当時東大原子力研究総合センター助教授）である（京都原爆訴訟支援ネットのホームページ「原爆症裁判傍聴日誌⑫」参照）。こんな人の「情報提供や助言」によって市民の命と暮らしを最優先にした「原発震災」対策が遂行されるとは到底思えない。被爆国ジャーナリズムは「権力監視」機能をしっかり発揮してほしいものだ。

3月16日、認定申請が放置されたままの近畿の被爆者らによる原爆症認定促進訴訟（義務付訴訟）の第6回口頭弁論が、午前10時半から11時すぎまで、大阪地裁202号法廷で開かれた。原告1人と原告側弁護士1人の意見陳述があった。

神戸市在住の男性の原告（匿名希望）は、長崎の爆心地から2.1kmの自宅で被爆した。4歳だった。床下へ落ち、気を失ったが、母に助け出された。家族4人、防空壕で一晩過ごした。8月11日、両親の郷里の大分県へ向かう途中、浦上川沿いをずっと歩き、惨状を目の当たりにするとともに再び入市被爆した。大人になってもいいようなない倦怠感にさい

なまれ続けた。甲状腺機能低下症と診断され、2007年10月、国に原爆症認定を申請したが、いっこうに返事がなく、2009年12月、認定の義務付けを求める裁判に参加したところ、翌10年2月、たちまち却下の通知がきたという。父は被爆から5年後、大量吐血し死亡、母も晩年白血病と診断され、大量に吐血して亡くなった。「いつか自分も…」という不安な心境を語った後、原告は「裁判官の皆様には、被爆の実態をよくご理解いただき、私たち被爆者の思いにこたえる判決を、よろしくお願いします」と訴えた。

和田信也弁護士は、原爆症認定集団訴訟で司法が示した判断を無視し続ける国の態度を厳しく批判。最後に、東日本大震災に触れて「原子力発電所で爆発が起り、すでに多数の被ばく者が出ているとの報道がなされている。国内に多数の原子力発電所を抱える日本にとって、被ばくは決して他人事ではないし、戦争で終わった問題ではない。原爆症認定の問題は、被爆が何をもちたすのか、被ばくしてしまった人に対し、国がどう責任をとるのかという問題であることを忘れてはならない」と陳述した。

山田明裁判長が次回弁論期日を7月13日（水）午前10時半～11時、202号法廷で、と指定して閉廷。

大阪弁護士会館で行われた報告集会でも、尾藤廣喜・近畿弁護団幹事長が震災による福島第1原発の事故に言及。「政府の対応をみていると、通常のレントゲン検査の被曝量と比べてどうだとか、全然分かっていない。いま、われわれにとって大事なことは、①正確なデータを公表せよ②内部被曝に正しく対応せよ—と声を大にすることだ」と呼びかけた。

藤原精吾・近畿弁護団長からは、3月14日午後、広島高裁岡山支部であった広島の被爆者、川中優子さん（倉敷市在住）の原爆症認定申請却下処分取り消し訴訟の控訴審第1回口頭弁論へ、近畿弁護団から5人、支援者4人が傍聴支援に行ってきたとの報告があった。「(昨年6月の)岡山地裁の判決はあまりにもひどいので、近畿弁護団に余力があるわけではないが、これからも支援に取り組む」と藤原団長。次回弁論は6月14日（火）午前11時からという。

3月18日午後には原爆症認定集団訴訟第3陣の口頭弁論が大阪地裁202号法廷であり、原告側証人の滝本和雄（東神戸病院）、郷地秀夫（東神戸診療所長）の2氏に対する原告・被告双方代理人の尋問が行われた。両医師とも担当した原告たちの申請疾病について放射線起因性、要医療性があることを証言した。山田明裁判長は次回弁論を7月8日（金）午前10時半から、と指定した。この日が最終弁論になる。

<近畿の法廷闘争の当面の日程>

5月17日（火）＝一斉提訴の原爆症認定申請却下処分取り消し近畿訴訟の第3回審理。午前11時半～正午、大阪地裁806号法廷。閉廷後、報告集会。

5月20日（金）＝近畿の被爆者による原爆症認定促進訴訟（義務付訴訟）の第7回審理。午前10時半～11時、大阪地裁202号法廷。閉廷後、報告集会。以上